

特記仕様書

第1条 本工事の施工にあたっては、「上水道工事共通仕様書〔最新版〕大和郡山市上下水道部工務課」（以下「上水道工事共通仕様書」という）を参照するものとする。ただし、上水道工事共通仕様書に定めのない事項は、奈良県県土マネジメント部(技術管理課ホームページ参照)の「土木工事共通仕様書〔最新版〕」（以下土木工事共通仕様書）、「土木工事施工管理基準〔最新版〕」、「土木請負工事必携〔最新版〕」及び日本下水道事業団の「電気設備工事一般仕様書・同標準図」を参照するものとする。

第2条 各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書を参照するものとする。

第3条 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。

3. 施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

（1）本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、監督職員との協議により適正に処分すること。

（2）本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象と、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

廃棄物の種類	施設名称	所在地	工事場所からの距離
鉄筋コンクリートがら	(株)がイート	大和郡山市今国府町 6-9	約 5.7km

①受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。

②受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。

③発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。

- ④受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県県土マネジメント部が産業廃棄物処理業者及び建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設並びに各関係法令を遵守した奈良県内外の受入施設とし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

- (3) 建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記（2）①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。
- (4) 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。
なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。
- (5) 建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用〔促進〕計画書を、工事竣工後は再生資源利用〔促進〕実施書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。
- (6) 工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙建設発生土処理業者一覧・産業廃棄物処理業者一覧 内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 各種保険及び退職金制度について

- (1) 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者

用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 基本事項

1. 概要

矢田山第3配水池及び大阪口配水池の電気設備の老朽化による更新工事を行う。

2. 工事場所

- 1) 矢田山第3配水池：大和郡山市新町 1187-2
- 2) 大阪口配水池：大和郡山市柳町 372-2

3. 工事内容

1) 更新対象機器

(1) 矢田山第3配水池

- | | |
|--------------|--------------------|
| ①テレメータ盤 | ：屋外自立型 |
| ②矢田山第3配水流量計 | ：超音波式流量計（口径 400mm） |
| ③矢田山第3配水池水位計 | ：投込式水位計 |

(2) 大阪口配水池

- | | |
|-----------|---------------------|
| ①引込開閉器盤 | ：屋外装柱型（電灯・低圧） |
| ②第1配水池水位計 | ：投込式水位計 |
| ③受水流量計 | ：電磁式流量計（口径 200mm） |
| ④第1配水流量計 | ：電磁式流量計（口径 400mm） |
| ⑤受水調整弁 | ：電動バタフライ弁（面間調整機能付き） |

2) 工事範囲

- (1) 本仕様書及び図面に示す機器の設計、製作及び据付・改造の一切を行うものとする。
- (2) 本設備が機能を発揮するように試運転調整を行うこと。

第3章 機器仕様

導入する機器の仕様は下記のとおりとする。

1. 矢田山第3配水池

1) テレメータ盤

数量：1面

- (1) 形式 屋外自立形 鋼板製
(2) 寸法 参考 W:800×H:1800×D:800

(3) 盤内取付機器

- ・配線用遮断器 (2P 50AF) 2台
- ・配線用遮断器 (2P 30AF) 10台
- ・単相変圧器 (1kVA 200/100V) 1台
- ・電源用避雷器 1台
- ・アレスタ 2台
- ・アイソレータ 2台
- ・電源箱取付スペース 1式
- ・流量計変換器取付スペース 1式
- ・電極用リレー 1式
- ・補助継電器類 1式
- ・盤内配線, 端子台 1式
- ・盤内照明・コンセント 1式
- ・既設子局テレメータ装置取付スペース 1式
- ・将来用デジタル回線終端装置取付スペース 1式
- ・将来用子局テレメータ装置取付スペース 1式
- ・その他必要なもの 1式

(4) 盤面取付機器

- ・名称銘板 1式
- ・のぞき窓 1式
- ・電源表示灯 1式
- ・状態表示灯 1式
- ・押釦スイッチ (ランプテスト) 1個
- ・広角形指示計 2台
- ・積算計 1台
- ・その他必要なもの 1式

(5) 既設テレメータの移設

- ・既設テレメータの移設 1式
 - ①既設テレメータ盤から既設テレメータの取外し
 - ②新テレメータ盤へ既設テレメータの取付け
 - ③取付け後のテレメータ単体試験
 - ④取付け後のテレメータ対向試験

2) 矢田山第3配水池水位計

数量：1組

(1) 構成機器

- ・投込式水位計 1台
- ・電源箱 1台

・中継箱	1 式
・その他必要なもの	1 式
3) 矢田山第 3 配水池流量計	数量：1 組
(1) 構成機器	
・超音波式流量計 (φ 400)	1 台
・変換器 (盤内取付)	1 台
・検出器付属ケーブル	10m
・その他必要なもの	1 式
2. 大阪口配水池	
1) 引込開閉器盤	数量：1 面
(1) 形 式	屋外装柱形 鋼板製
(2) 寸 法	参考 W:500×H:800×D:200
(3) 盤内取付機器	
・漏電遮断器 (3P 50AF)	1 台
・配線用遮断器 (2P 30AF)	2 台
・電力量計取付スペース (2 台)	1 式
・その他必要なもの	1 式
(4) 盤面取付機器	
・名称銘板	1 式
・のぞき窓	1 式
・その他必要なもの	1 式
2) 大阪口配水池水位計	数量：1 組
(1) 構成機器	
・投込式水位計	1 台
・電源箱	1 台
・中継箱	1 式
・その他必要なもの	1 式
3) 大阪口配水池受水流量計	数量：1 組
(1) 構成機器	
・超音波式流量計 (φ 200)	1 台
・変換器 (盤内取付)	1 台
・検出器付属ケーブル	15m
・ルーズ短管 (SUS φ 200) L = 500mm 程度	1 組
・鋳鉄製片フランジ短管 (φ 200) L = 300mm 程度 (導圧配管用 15A 分水管、止弁付き)	1 組
・特殊押輪	1 組
・その他必要なもの	1 式
4) 大阪口配水池配水流量計	数量：1 組
(1) 構成機器	
・超音波式流量計 (φ 400)	1 台

・変換器（盤内取付）	1 台
・検出器付属ケーブル	15m
・ルーズ短管（SUS φ 400） L =560mm程度	1 組
・その他必要なもの	1 式

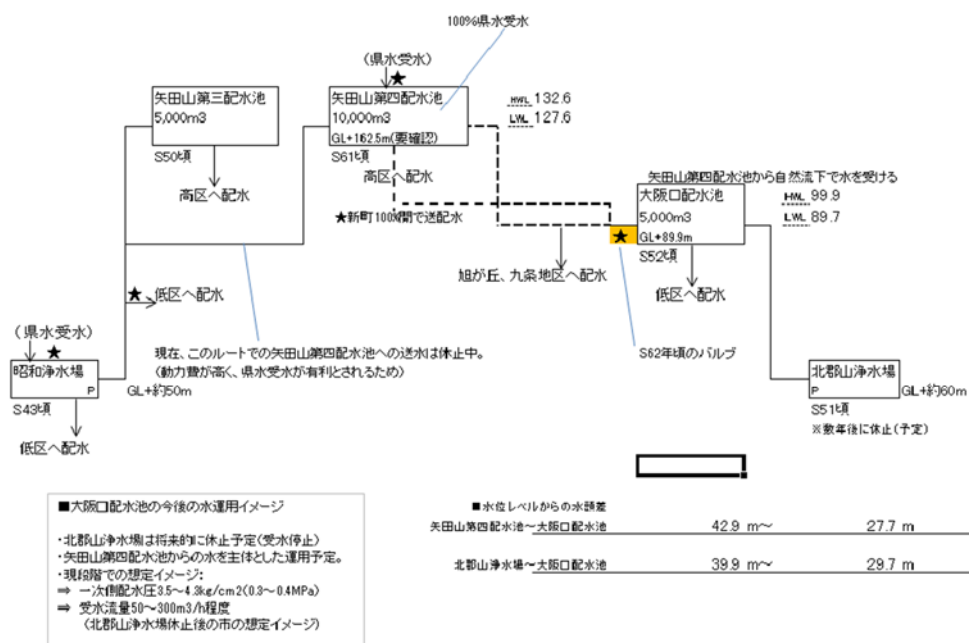
5) 受水調整弁

数量：1 台

(1)構成

・形 式	電動バタフライ弁
・口 径	φ 300mm
・使用流体	上水
・使用圧力	0.75MPa 以下
・電 動 機	0.2kW×3φ×200V×60Hz 直結型
・フランジ形式	JWWA B 138 (7.5K) RF
・基準面間寸法	JWWA B 138 に準ずる (400mm)
・面間伸縮量	-20 ～ +8 mm
・塗装仕様	内面：エポキシ樹脂粉体塗装 外面：エポキシ樹脂粉体塗装
・開度発信機	ポテンシオメータ
・変換器	R/I 変換器
・特記事項	流量調整機能には、キャビテーション抑制機能を設けたものとする。

以下に当該電動バタフライ弁周辺の配水系統概要と運用イメージを示す。運用条件については市職員と十分調整の上、当該弁の運用方法を定め、市の了承を得ること。



- ★：電動弁
- ：矢田山第四配水池～大阪口配水池の「送水兼配水管ルート」は、二重化済。
- ★：今回の改築対象施設

※ ここに記載した以外にも配水池等は存在するが、ここでは関係ないことから、省略

第4章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

①県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品

②奈良県リサイクル認定製品

第5章 施 工

1. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2. 工法変更への対応

（1）工事の施工において、何らかの障害のため、通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については工法及び対策を監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（2）工事中における民政安定上または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. その他技術者等について

（1）配管技術者

耐震継手管を使用する工事については配水管工技能者（大口径配水管であれば大口径配水管工技能者）の従事を義務付けるものとする。

配水管工技能者とは、耐震継手管の配管・接合に関する知識や技能の修得を目的として、社団法人日本水道協会が認定した資格であり、給水装置工事配管技能者とは、配水管から水道メーターまでの給水装置工事について適切な技能を有する者として、財団法人給水工事技術振興財団が認定した資格である。

ただし、従事とは直接工事に携わる若しくは工事に携わるものを監督することをいう。

3. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

4. コリンズ（CORINS）への登録

最新の「奈良県土木工事共通仕様書(案)」のとおり。

第7章 その他

1. 工事前電力施設に関する指示事項

本工事に必要な受電設備および現場内配線は、事前に監督職員と協議するものとし、変更する場合も同様とする。

2. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工(営利活動)をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、速やかに監督職員に報告のうえ、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ヌ. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- ル. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- ヲ. 作業過程で個人敷地内に立ち入る場合は、敷地内の住民等に声を掛け了解を得ること。無断進入は絶対にしないこと。
- ワ. 工事の影響が直接及ぶ家屋（一時的に断水する場合、家屋の前を掘削する場合等）に対しては、事前に一軒ずつ説明に伺い、理解と協力を得るよう努めること。

(2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

(3) 請負人は、指定の期日までに各書類、図面、写真等の資料・報告書を、市指定の方法にまとめ提出しなければならない。

なお、工事記録写真については、土砂運搬、建設副産物・産業廃棄物（各品目）の積込・処分地状況も添付すること。